

【件名】

デリー準州における集会等の禁止及び検疫強化措置

●4月10日、デリー準州政府は、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を受け、集会（社会活動、政治、スポーツ、娯楽、学術、文化、宗教等に関するもの）の禁止を発表しました。また、レストランや公共交通機関等での人数制限の基準等を示しました。

（参考：デリー準州による措置の発表）

http://ddma.delhigovt.nic.in/wps/wcm/connect/DOIT_DM/dm/home/covid-19/orders+of+ddma+on+covid+19/order+368

●マハラシュトラ州からデリーに到着する人は、出発前72時間以内に実施したRT-PCR検査の陰性証明書の携行が必要です。今後、デリー準州に限らず他州においても、感染拡大を防止するため、州境を越える移動の制限を含む措置が更に強化される可能性がありますので、最新情報の入手に努めてください。

●インド国内での感染が拡大していますので、在留邦人の皆様におかれては、最新情報の入手に努め、十分な感染予防対策を講じてください。

（お問い合わせ先）

在インド日本国大使館

電話:+91-(0)11-4610-4610（代表）

[email: jpemb-cons@nd.mofa.go.jp](mailto:jpemb-cons@nd.mofa.go.jp)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>